人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約のうち二以上に該当する場合には、代金、賃貸料及び対価の額の合計額）が五百億円（代金、賃貸料又は対価の決済期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受け

三　貿易代金貸付保険　貿易代金貸付金債権等の元本又は保証債務の額のうち保証の対象とされる借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本の額が五百億円（元本の償還期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受け

四　輸出手形保険　手形金額が五百億円を超えることが見込まれるものの引受け

五　輸出保証保険　輸出保証の保証金額が五百億円を超えることが見込まれるものの引受け

六　前払輸入保険　前払金の額が五百億円（前払金の返還期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受け

七　海外投資保険　外国法人の株式その他の持分の元本又は不動産に関する権利等（以下この号において「元本等」という。）の取得のための対価の額（当該元本等の公正な評価額により引受けを行う場合には、その評価額）が二百億円を超えることが見込まれるものの引受け

八　海外事業資金貸付保険　海外事業資金貸付金債権等の元本又は保証債務の額のうち保証の対象とされる借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本の額が二百億円を超えることが見込まれるものの引受け

2　法第十六条第二項の経済産業省令で定める再保険の引受けは、会社が引き受ける再保険の再保険金額が五百億円（再保険期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受けとする。

第七条第一項中「日本貿易保険」を「会社」に改め、同条第二項中「日本貿易保険は、法第二十三条第一項」を「会社は、法第四十条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第六条中「日本貿易保険」を「会社」に、「第十八条第一項」を「第二十七条前段」に改め、「、独立行政法人通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく」及びただし書を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「貿易保険債券」を「社債」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

第六条第三号中「長期借入金及び貿易保険債券」を「社債及び借入金」に改め、同条に次の一項を加える。

2　会社は、法第二十七条後段の規定により償還計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条を第十六条とする。

第五条の見出し中「長期借入金」を「資金の借入れ」に改め、同条中「独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）」を「会社」に、「法第十七条第一項」を「資金の借入れについて法第二十四条第一項」に、「により長期借入金の」を「による」に改め、「ときは、」の下に「資金の借入れについての」を加え、同条第四号及び第五号中「借入金の」を削り、同条を第十五条とする。

第四条の次に次の十条を加える。

（会社の事業計画の認可の申請）

第五条　株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、法第十八条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　会社は、法第十八条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

（財務諸表）

第六条　法第二十条の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第四号に掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。

一　株主資本等変動計算書

二　個別注記表

三　キャッシュ・フロー計算書

四　連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）

（責任準備金の算出方法書の認可の申請）

第七条　会社は、法第二十一条第一項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

（責任準備金の算出方法書の記載事項）

第八条　法第二十一条第二項に規定する経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　未経過保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

二　異常危険準備金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する次に掲げる事項

イ　支払原資の積立上限額

ロ　異常危険準備金の積立上限額

ハ　異常危険準備金の積立額

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、異常危険準備金の計算に必要な事項

三　その他保険数理に関して必要な事項

（責任準備金の算出方法書の審査基準）

第九条　法第二十一条第三項の経済産業省令で定める基準は、責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであることとする。

（責任準備金）

第十条　会社は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を法第二十一条第一項に規定する算出方法書に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一　未経過保険料　収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額として算定した金額

二　異常危険準備金　保険契約等に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生する危険に備えて算定した金額

2　前項の規定にかかわらず、会社が法第十三条の規定により会社が負う保険責任につき再保険を行った場合においては、当該再保険を行った部分に相当する責任準備金を積み立てないものとする。

（支払備金）

第十一条　会社は、毎事業年度末において、次に掲げるものの支払のために必要な金額を支払備金として積み立てなければならない。

一　支払の請求を受けた保険金等であって、費用として計上していないもの

二　支払事由の発生に係る通知（債務の履行遅滞に係る通知を除く。）を受けた保険金等であって、その支払の請求を受けていないもの

2　前項の規定にかかわらず、会社が法第十三条の規定により会社が負う保険責任につき再保険を行った場合においては、当該再保険を行った部分に相当する支払備金を積み立てないものとする。

第十二条　会社が前条の規定により積み立てなければならない金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一　前条第一項第一号に掲げる保険金等の支払のために必要な金額として、毎事業年度末における当該保険金等の請求金額の合計額に相当する金額